

令和4年7月1日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

少年警察学生ボランティア運営要領の改正について（通達）

少年非行情勢等については、全国的に刑法犯少年の検挙人員が継続して減少しているものの、少年の行動態様や少年を取り巻く環境の変化に伴い、非行集団のような組織性の高い集団のみならず、より緩いつながりの不良交友関係にある少年までもが、特殊詐欺に加担したり、大麻を乱用する実態が認められるほか、SNSに起因して犯罪被害に遭った児童数が依然として高い水準で推移するなど、極めて憂慮する状況にある。

このような情勢の中、少年警察活動を今後も継続的かつ効果的に推進するためには、少年と年齢が近く、少年の心情や行動を理解できる学生ボランティアと連携した取組が有効であることから、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）の施行に伴い、「少年警察学生ボランティア運営要領」（令和3年6月8日付け少発第174号（以下「旧通達」という。）別添）を改正し、実施することとしたので、適切な推進に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

少年警察学生ボランティア運営要領

1 目的

非行少年等の立ち直りのため、少年非行防止活動及び健全育成活動に意欲と熱意を有し、少年と年齢の近い立場にある学生を少年警察学生ボランティアとして委嘱し、少年の居場所づくり等の諸活動を行い、少年の非行防止及び健全育成活動を支援することを目的とする。

2 少年警察学生ボランティアの名称

少年警察学生ボランティアの名称を、「若樫サポーター」とする。

3 資格

若樫サポーターの資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学（大学院及び短期大学を含む）又は専修学校（以下「大学等」という。）に在学する学生であること。ただし、県外に所在する大学等に在学し、県外に居住する学生を除く。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 少年の非行問題に深い関心を持ち、熱意と行動力を有すること。
- (4) 心身ともに健康で、人格及び行動について少年の模範となる学生であること。

4 委嘱等

(1) 委嘱

少年課長は、若樫サポーターを希望する学生の中から適任と認める者に対して委嘱状（様式第1）を交付して委嘱するものとする。

(2) 委嘱期間

委嘱の期間は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。ただし、再委嘱ができるものとする。

(3) 解嘱

少年課長は、若樫サポーターに次のいずれかに該当する事由が生じたときには、解嘱通知書（様式第2）を交付して解嘱するものとする。

ア 若樫サポーターの資格を欠いたとき。

イ 本人が解嘱を願い出たとき。

ウ 若樫サポーターとして適さない事由があると認めたとき。

5 身分証明書の貸与

- (1) 若樫サポーターには、若樫サポーター身分証明書（様式第3。以下「身分証明書」という。）を貸与し、活動に従事するときは携帯させるものとする。

- (2) 若樫サポーターがその身分を失ったときは、身分証明書を返納しなければならない。

6 活動内容

若樫サポーターは、警察職員、学校、少年警察ボランティア、地域ボランティア等と協働して次の活動を行うものとする。

- (1) 社会奉仕、スポーツ、農業体験等の各種体験活動
- (2) 非行防止教室の支援活動
- (3) 少年の健全育成にかかわるキャンペーン等の広報啓発活動
- (4) 学習支援活動
- (5) 街頭における少年補導、少年への呼び掛け・あいさつ活動
- (6) その他少年の非行防止に関する活動

7 留意事項

(1) 運用と調整

若樫サポーターを運用するときは、少年課において、活動する若樫サポーター、活動内容、活動人数等を調整するものとする。

(2) 活動記録

若樫サポーターを運用したときは、若樫サポーター活動結果（様式第4）を作成するものとする。

(3) 秘密の保持と個人情報の取扱い

少年課長は、若樫サポーターが活動中に知り得た関係者の秘密及び個人情報を委嘱期間中及び解嘱後においても漏らすことのないよう教養を徹底するものとする。

なお、各種体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから若樫サポーターに伝えること。ただし、個人情報が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）に係るもの場合は、本人の同意を得てから伝えるものとする。また、伝える情報も活動に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

(4) 指導・研修

少年課長は、若樫サポーターの活動に必要な知識・技能の習得のため、指導・研修を行うものとする。

(5) 報償

若樫サポーターの活動は無償とする。

(6) ボランティア団体保険

少年課長は、若樫サポーターをボランティア団体保険に加入させるものとする。

委 嘱 状

様

あなたを若檜サポーターに委嘱します

期間は委嘱の日から ○○年3月31日

までとします

年 月 日

三重県警察本部生活安全部少年課長

○ ○ ○ ○

印

年 月 日

解 嘱 通 知 書

様

年 月 日をもって

若櫛サポーターを解嘱します

三重県警察本部生活安全部少年課長

○ ○ ○ ○ 印

様式第3

表

第	号
若樫サポーター身分証明書	
氏名	
委嘱期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年 3月31日まで
上記の者、地域における少年の健全育成活動に従事する 若樫サポーターであることを証明する。	
〇〇年〇〇月〇〇日	
三重県警察本部 生活安全部少年課長	
	

8.0cm

5.5cm

裏

注 意
1 本証は、若樫サポーターの活動に従事する際に携帯し、身分を示す必要があるときに提示すること。
2 本証は、他人に貸したり、譲ったりしないこと。
3 本証を紛失、き損した場合は、直ちに少年課長に届けること。
4 若樫サポーターの身分を失ったときは返納すること。

若檜サポーター活動結果

項 目	内 容
日 時	年 月 日 () 午 時 分から午 時 分までの間
場 所	
参 加 者	
内 容	
備 考	